

いつもお世話になります。

2

今年が申年。小学生の頃、年賀状に「申」と書いてあることに不思議に思ったことを覚えています。申に限らず、干支の漢字は不思議です。干支には植物の成長を表す等々諸説ありますが、どうなのでしょう？まんが日本昔ばなしの干支に猫がないことをストーリーにした話も思い出します。今年もよろしく願いいたします。

今を生きる
先人の言葉

始まりは
すべて小さい

キケロ
(政治家・哲学者)

夢のタマゴを持つ

どんな時も

「ああ、俺はもう駄目だ」

なんて言わずに

「自分のやりたいことは
これなんだ」と

夢のタマゴを持ち続けよう。

絶対にあきらめずに頑張れば

必ずいいことが起きるはずですよ。

小柴 昌俊

(ノーベル物理学者)

～元気手帳2より～

今月のいろいろ「掲示板」

【事務所外装を塗りなおしてもらいました】

去年の年末に事務所外壁の全面塗装してもらいました。大家さんが事務所北側の塗装が剥げていることを気にして、今回の全面塗装となりました。

一段と白くなって気持ちよく年始を迎えられました。
年末の大掃除も行い、内も外も心もスッキリです(笑)



知っとこ！「税務のママ知識」

～平成28年度税制改正大綱が発表されました～

ざっくりと大きなポイントをまとめてみました。

法人税の税率引下げ

開始事業年度	H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～H30.3.31	H30.4.1～
普通法人	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人 所得800万まで	15%	15%	19% (今後検討)
所得800万超	23.9%	23.4%	23.2%

消費税の軽減税率制度導入

平成29年4月1日から10%引き上げ時、酒類及び外食を除く飲料品及び定期購読が締結された週2回以上発行される「新聞」を対象（いずれも8%）。インボイス制度の導入と税額計算の特例を創設。

減価償却制度について

H28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物は定額法に一本化。

その他

- ・交際費等の損金不算入制度に係る特例は2年延長
- ・企業版ふるさと納税の創設
- ・車体課税の見直し
- ・地方法人税と法人住民税の比率変更（合計は変更なし）
- などなど

※上記以外にも色々ありますが、詳しくは別にお渡しする事務所通信「平成28年度改正税法特集」をご覧ください。

事務所あれこれ日記

★事務所忘年会★

昨年年末に事務所のみんでランチ忘年会をしました。

ゆっくりとお料理をいただき、締めには所長から写真のようなメッセージ付のケーキを出してもらいました。今年もスタッフ一同頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話: 058-260-4310

FAX: 058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail: info@aoki-kaikei.com